

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 22 年 7 月 30 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

近江八幡駅前南部店舗 近江八幡市鷹飼町字一本木 223 番 3 ほか

2 提出された意見の概要

近江八幡市からの意見

今後、建築物の建築を計画される場合は、

- (1) 都市計画の用途地域が平成 22 年 3 月 1 日付で変更されていますので確認してください。
- (2) 景観法に基づく「市街地風景計画」の区域内ですが、現在施行が未定ですので、計画前に施行状況を確認してください。
- (3) 当駐車場は土地利用計画上、調整池の位置づけがあるため、建築物を建築する等、その機能を減らす場合は、水理計算を行い、代替容量を確保してください。
- (4) 敷地内の増築には「近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に該当する場合がありますので協議してください。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町 7 - 23

近江八幡市産業経済部商工観光労政課 近江八幡市桜宮町 236

(2) 縦覧期間 平成 22 年 7 月 30 日から平成 22 年 8 月 30 日まで